

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

(開催要領)

1 日時 平成27年11月20日（金）14:24～14:45

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

尾島 信久 長野県企画振興部総合政策課企画幹

小川 浩幸 長野県観光部国際観光推進室課長補佐

糊倉 幸裕 長野県企画振興部交通政策課担当係長

塩原 昭夫 長野県健康福祉部地域福祉課課長補佐兼福祉人材係長

滝沢 優弘 長野県農政部農業政策課担当係長

関 貴幸 長野県建設部道路管理課担当係長

<事務局>

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

田中 誠也 内閣府地方創生推進室参事官

(議事次第)

1 開会

2 議事 長野県人口定着・確かな暮らしの実現を目指す地方創生特区プラン

3 閉会

○藤原次長 それでは、自治体からのヒアリングを再開したいと思います。

長野県の方々においでいただきしております、春の段階で御提案をいただいている人口定着、CCRC的なお話をございますけれども、地方創生特区活用プランということでございます。

お時間20分間でございますので、10分程度規制改革項目を中心に御説明いただきまして、残り半分は意見交換ということでございます。間もなくもうひとつ、委員の方がお越しになると思いますが、きょう八田座長が欠席ということで、原委員に全面的に代行をしていただいております。原委員のほうでよろしくお願ひいたします。

○原委員 お忙しいところありがとうございます。

では、御説明をお願いいたします。

○尾島企画幹 長野県企画振興部総合政策課の尾島と申します。きょうはよろしくお願ひいたします。

全体で7件の提案でございます。全体の概要をA3カラーの資料、そして個別に記載したものをA4の資料で提出してございますので、これで説明をさせていただきたいと思います。A4の資料で説明をしたいと思っております。

1番でございます。農事組合法人が行うことができる事業種類の拡大ということで、A4の資料の1-2ページに具体例がございます。この具体例につきましては非公表に県ではしておりますので、非公開でよろしくお願ひしたいと思っております。

内容でございますが、県内の農山村集落では急速な高齢化、また、人口減少によりまして商店の撤退、公共交通機関の廃線、便数の減など、生活サービスを提供する者がいなくなってきております。こうした中で農山村集落の担い手であります農家がつくります農事組合法人による生活サービス事業の実施が地域住民の皆様の期待となっております。このために規制緩和の内容でございますけれども、農閑期等に容易に取り組める範囲で農事組合法人が行うことができる事業種類に、地域に密着した生活サービスの事業、例えば生活用品ですとか食料品の宅配・販売、高齢者の病院等への送迎などを加えさせていただければありがたいかなというものでございます。これによりまして農山村集落において生活に不可欠なサービスの維持・確保が容易になるということです。

株式会社の立ち上げ、組織の変更による提供も考えられますけれども、高齢化、人材不足の中で新たな組織または変更の手続の煩雑さですとか経理事務の増加など、なかなか難しいのが現状ですので今回、提案をさせていただきたいというものでございます。

2つ目です。介護福祉士国家資格、受験資格取得の柔軟化というものでございます。これも資料の2-2にイメージ図を記載させていただいております。高齢化が進む中で長野県の介護人材、今後10年間で8,000人程度不足することが見込まれております。介護人材の養成が大きな課題となっております。このような中で平成19年度に法律が改正されまして、福祉系の高等学校で受験資格取得に必要な指定科目が1.5倍に増加されたことから、福祉系の公立高等学校ではなかなか国家試験の受験資格の取得ができない状況にありまして、それがおよそ年度で300人ぐらいおります。

また、福祉系の高等学校などで取得した単位は、地域の短期大学ですとか専門学校などの養成施設で学ぶ学生は通算することができないために、二重に必要な単位を取得することになります。生徒に過度な負担がかかるとともに、地域の介護人材の確保が進まない状況が生じております。そのために地域の養成施設と連携する高等学校において、福祉に係る指定科目の単位を取得した場合につきましては、高等学校で取得した単位と、卒業後、養成施設で取得した単位を通算することで、必要な指定科目を修了したとみなして国家試験の受験資格者に加えたらいかがだろうという提案でございます。これによりまして国家資格取得への新たなルートができまして、介護福祉士を目指す新たな学生の掘り起こしに

つながるのではなかろうかというものです。

3つ目でございます。地方空港における運用時間の延長に関する手続の簡素化ということで、新たな路線の創設を容易にしたいという提案でございます。現在、地方空港の運用時間を変更する場合には、国土交通省の通知によりまして変更を計画する年度の前々年度の1月末までに、具体的な運航計画を記載した要望書の提出が求められております。実際には航空会社に対しまして新規就航、増便、利便性の高いダイヤ編成等を働きかけるに当たりまして、航空会社では通常ダイヤ編成を半年前程度に決めているために、2年先における具体的な運航計画の提示を求めるることはなかなか困難でございまして、交渉に支障が出ている状況でございます。このために空港の運用時間延長に係る地元同意がある場合には、航空保安業務に従事する国土交通省の航空局職員の増員を要しない範囲であれば、この空港の運用時間延長を可能とさせていただきたいというものでございます。これによりまして手続の時間短縮等によってダイヤ編成がスムーズに行えることになるというものでございます。

次ページをお願いいたします。4番でございます。地方空港における検疫の特例ということでございます。長野県にございます信州まつもと空港では、海外からの航空機が着陸する場合、東京検疫所から職員が派遣されております。プライベートジェット機等の着陸の連絡が運航日直前である場合、柔軟に検疫体制をとることが難しい場合が生じております。このために非検疫飛行場であります信州まつもと空港に直接着陸しないで、一旦、検疫飛行場に着陸して検疫を受けた上で、信州まつもと空港へ着陸することが必要になっております。このため、このような非検疫空港において行われます検疫業務を現在の検疫所、常勤職員派遣による対応に加えまして、検疫所が非常勤職員等を任命した空港近隣の医師等が行うことを可能とすることによりまして、海外からのプライベートジェット機の直接就航を容易にしたらいかがかという提案でございます。これによりまして海外からの直接就航が可能になりまして、スキーなどを楽しむ外国人の皆様の観光誘客が促進されるのではなかろうかというものです。

5番目でございます。インバウンド推進のための外国人スキーインストラクターの確保というものです。近年、外国人スキー客の急速な増加に伴いまして、スキースクールの利用者の1割弱程度が既に外国人スキーヤーというスキー場も出てきてございます。このために県内スキー場では外国語対応可能なスキーインストラクターが不足しております。外国人インストラクターの人材確保が課題となっております。

一方で外国人スポーツ指導者のビザ発給の要件を満たすには、3年の実務経験が必要となっておりまして、スキーインストラクターの場合、通年型のスポーツではないことから1年のうち実質3カ月程度の実務経験しかできない状況にございます。ですので実際には12年以上の実務経験が必要となりまして、20代から30代の人材確保が極めて困難な状況にございます。このためスキーインストラクター実務経験は1年のうち実質3カ月程度と勘案されておりますけれども、3シーズン以上の実務経験を備える外国人につきましては、

在留資格要件を緩和していただければありがたいということでございます。

これによりまして外国人客のさらなる増加、また、新たな雇用の創出を通じまして観光産業の活性化などが図られるのではないかと考えております。

6つ目です。道の駅内の道路区域における道路占有許可の緩和というものでございます。資料の6-2ページに図示してございますので、また参考にしていただければありがたいかなと思います。

県内には42カ所、道の駅がございまして、レストランや直売所などは多くの人々が訪れる場所となっております。このような中で道路管理者が整備する道の駅にあります道路区域では道路法が適用されるために、訪問者が多いといつても実際にはこれらのサービスの提供を歩道などの道路区域を使って行うことができないという状況がございます。このため道の駅内の道路区域における工作物の設置につきましては、道路管理者の裁量で柔軟化できるようにするとともに、無余地性の原則を適用しないようにしていただければありがたいというものでございます。これによりまして道の駅ごとの来訪者への独自性のあるサービスの提供が可能となりまして、活性化、地域の雇用の創出につながるのではないかというものです。

最後に7つ目です。下水道施設によるし尿等の処理についてということでございまして、これにつきましても資料の7-2ページに写真がございます。ここにピンク色の投入施設と書いてあるものがそれでございます。本件につきましてはあらかじめ申し上げておきますけれども、現在、国の28年度概算要求の中に規制緩和のための予算要求がされておりますので、あらかじめ申し添えておきたいと思います。

内容につきましては下水道の普及と人口の減少によりまして、し尿、浄化槽汚泥の発生量の減少が今後も続くものと見込まれております。ですので老朽化が進むし尿処理施設を改修するよりも、既存の下水道処理場を有効利用してし尿等を処理することが合理的でありますけれども、下水道処理施設とは位置づけていないために容易に設置することができないという状況にございます。ですので下水道事業の範囲を拡大しまして、し尿等の受け入れ施設を下水道法上の下水道施設として位置づけていただければありがたいというものでございます。これによりましてし尿処理施設の更新経費の削減ですとか、生活排水処理を一元化することによる手続の簡素化、処理コストの縮減などが図られまして、効率的な整備・運営につながるものと考えております。

本県の提案は以上7件でございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○原委員 大変ありがとうございました。

御提案をいただいた後に関係省庁との議論が進捗している項目もあると思いますので、事務局からお願ひします。

○田中参事官 御提案いただいた中で、関係省庁との関係で前向きな提言なり代替案なりが披露されているものについて御紹介したいと思います。

まず農事組合法人の件でございますけれども、これについて運送の件ですが、みずから生産する農畜産物につきまして、これは現在でも実施が可能ということで、株式会社化によって相当自由度が広がるということも考えられるということでございます。

続きましてインバウンドのスキーのインストラクターの件でございますけれども、これにつきましては閣議決定を今していますのは日本再興戦略の中で、外国人インストラクターの在留資格につきましては、そのニーズを調査しながら実務年数要件等に係る要件の検討を進めまして、本年度中に結論を得るということで、現在、関係省庁において検討を行うとなっているところでございます。

最後の下水道の関係でございますけれども、下水道施設にし尿処理の施設を定義づけるというのはなかなか難しいということありますけれども、このし尿等を下水道施設に受け入れるための施設の取り扱いにつきましては、国土交通省と環境省のほうで連携して検討するということでございます。

以上でございます。

○原委員 それ以外の項目は特に。

○藤原次長 検疫所の話は午前中もお話になりましたけれども、空港もそうだし港湾もそうですが、構造改革特区で現地調査まで規制改革の検討をしていたと思うのですが、その辺も御報告はありますか。

○事務局 国交省担当の後藤と申します。

空港のほうの運用時間の弾力化につきましては、国交省のほうから地方航空局の通達の改正を検討しているというお答えをいただいており、改正作業を進めているところという回答をいただいております。

以上です。

○原委員 これは御提案にあったような柔軟な運用が可能になるということで今、検討がされているのですか。

○事務局 はい、提案内容が実現するような趣旨を踏まえて、国交省において通達の改正を検討しているという回答をいただいております。

○原委員 わかりました。これはまたこちらで調整をいたします。

それ以外では、まず1点目の株式会社に変えればというお話だったと思うのですけれども、これはただ手続的なことを考えると農事組合法人のままでやりたいというお話ですね。

○滝沢係長 そうでございます。

お手元の資料に1-2という資料があったかと思うのですが、非公表となっている資料になります。そちらの上から○の5つ目なのですけれども、農事組合法人の意思決定方式は、構成員が平等に発言権を有する一人一票制というものになっていて、農山村の実情に非常に適したものになっていますけれども、株式会社になれば株式に応じたものになってしまふというのが通例でありますので、一人一票制の維持が困難となります。そうなりますと、構成員がたくさんいるような農事組合法人では、その合意形成のためにかなりの時間を要

するということがありまして、そういう面で支障になっているということでございます。

○原委員 株式会社以外の会社形態はあり得ないですか。

○滝沢係長 あり得ますけれども、農事組合法人が農協法の中で株式会社化する場合は、通常の株式会社化よりも簡単にできるように措置されているところではあります。

○原委員 ただ、先ほどの一人一票とかを維持したいので株式会社にしたくないというニーズが実際にある。

○滝沢係長 はい。なかなか合意が得られづらいということでございます。

○原委員 一方で農事組合法人というのは農業だけをやる前提だから簡易な手続になっているので、制度趣旨としてはなかなか難しいというのが関係省さんのお話ですね。

○滝沢係長 そうだと思います。

○原委員 恐らくやっていくとすると付随的なサービスだからよろしいのではないかという議論をしていくということでしょうか。

○滝沢係長 今も農作業に付随したような、例えば農機具などを使ったような除雪とか、そういうものはできるのですが、さらに踏み込んで拡大していただけないかという提案でございます。

○原委員 では恐らくはこれは議論をしていくと、主たる事業はどちらなのかということには当然なるだろうと思うのですけれども、事業の半分以上、農業以外のものが占めるようなことは想定されているのでしょうか。

○滝沢係長 一定程度の歯どめというのは必要だと思いますので、売り上げに占める割合を制限するとか、そういう措置もあわせて講じてはいかがかという趣旨も含めて提案をさせていただいているところです。

○原委員 わかりました。

先ほどお話をなされたすけれども、2点目の介護人材のところで、これは関係省さんはなかなか難しいということで進展はないという状態ですね。これは高等学校でとっている単位と科目は同じなのですか。

○塩原課長補佐兼福祉人材係長 共通する科目が一部ございます。

○原委員 全く同じ科目をやっているのにダブルカウント。

○塩原課長補佐兼福祉人材係長 そうですね、一緒です。福祉系の高校に入った後に、さらに今では介護福祉士の養成の専門学校に通うケースがあるのですけれども、一度やったものをもう一度という形になります。

○原委員 それは厚労省さんの考え方からすると、高校でやっているのと専門学校でやっているのは同じ科目名であっても違うとか、そういう頭の整理になっているのでしょうか。

○事務局 その点の介護福祉士というのは国が試験を実施するということで、全国統一の資格というところで、特定の地域だけ特別な措置をというのが資質の確保とか受験資格の公平を図る観点から難しいというお答えになっているところです。

○原委員 入り口論ではなくて、むしろ特区提案を受けての規制改革というのには必ずしも

特区で地域限定でやるのではなくて、全国レベルでの規制改革になればそれはそれでもいいわけだと思いますので、その前提でもう一回そこは調整してみていただければと思います。

○事務局 ちなみに介護福祉士の教育カリキュラムについては専門職として有すべき知識、技能ということについては、審議会等での専門的見地からの検討を踏まえて設定しているというお話がありましたので、申し添えさせていただきます。

○原委員 基準を設定されているのはわかるのですけれども、もし全く同じ内容の、実質的にはほぼ同じ内容の科目で、たまたま高校でやっていたからということでカウントされないというのはもったいない話だと思いますし、合理的な理由もなさそうに聞こえましたので、そこは引き続きまた調整できるといいのかなと思います。

残っているのは検疫ですね。

○藤原次長 午前中もたまたまですけれども、港湾の話が出まして、検疫所がとにかく足りないという話でした。時間がかかるようでしたら、またきちんとフィードバックをさせていただくということで、もうお時間ですから。

○原委員 どうも大変ありがとうございます。引き続きよろしくお願いします。

○藤原次長 きょう中にまた御連絡申し上げますので、よろしくお願いします。